**壬生町防災士連絡会会則**

第1章　総則

（名　称）

第１条　この会は、「壬生町防災士連絡会（以下、本会という。）」と称する。

（運　営）

第２条　本会の運営は非営利とし、会員相互の理解と努力により運営するものとする。

第３条　本会の事務局は壬生町役場総務部総務課消防防災係内に置く。

２　本会事務は、事務局員が行う。

第２章　目的及び活動

（目　的）

　第4条　本会は、「自助」「共助」「協働」の原則のもと、新しい防災知見等の普及を図るとともに、会員相互の連携を強化して防災士として地域の防災に貢献することを目的とする。

（活　動）

第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 防災士としての活動と防災・減災技術のスキル向上に資する活動。
2. 会員相互の意見交換に資する活動。
3. その他、地域の防災貢献に必要と思われる活動。

第３章　組織及び役員

（会　員）

　第６条　本会の会員は、日本防災士機構認証の防災士であり壬生町防災士連絡会に登録している者。

　２　壬生町防災士養成事業補助金交付要綱により、防災士認証を受けた者。

（地　区）

　第７条　本会の事業を円滑に運営するため、次の地区を置く。

1. 北部地区
2. 南部地区
3. 東部地区
4. 西部地区

（役　員）

　第８条　本会に、次の役員を置く。

1. 会　長 １名
2. 副会長 １名
3. 地区役員　　　４名

（役員の選出）

　第９条　会長・副会長は会員の互選とし、地区役員は会長が指名する。

（役員の職務）

　第10条　役員の職務は以下のとおりとし、その職務を忠実に実行するものとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 地区役員は、会長・副会長を補佐し、会務を運営する。

（役員の任期）

第11条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。なお役員は任期満了後であっても後任者が選任されるまでその職務を行うものとする。

（連絡員）

　第12条　地区に代表連絡員・副代表連絡員を置き、連絡員は地区役員が指名する。

（入　会）

第13条　本会への入会に際しては、別に定める様式により、会長あて入会手続きを行う。

（退　会）

第14条　本会を退会する者は、別に定める様式により、会長あて退会手続きを行う。

２　会員としてふさわしくない行為、本会の運営に支障をきたす恐れのある行為等のある会員については、役員会で承認を経て退会させることができる。

第４章　会議

（会　議）

第15条　本会の会議は以下のとおりとし、招集は会長が行う。

1. 総　会　　全会員を対象とする。
2. 役員会　　役員のみを対象とする。

⑶ 臨時会　　必要な会員を対象とする。

第５章　経費

（会費及び経費）

第16条　本会は原則として会費の徴収は行わないものとし、会の運営上生じた経費については、その都度、会員の実費により負担する。

第６章　顧問

（顧　問）

第17条　本会の円滑な運営のため、本会に顧問を置くことができる。

２　顧問は役員会において選出し、会長が依頼する。

第７章　その他

第18条　本会則に定めるもののほか、本会の運営にあたり必要な事項は、別に定める。

附則

　この会は、平成３１（２０１９）年１月１日より施行する。

様式（１３条関係）

年　　月　　日

壬生町防災士連絡会

会長　　　　　　　　　様

自治会名

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　印

壬生町防災士連絡会への（　入　会　）届出書

　私は、壬生町防災士連絡会の会則を遵守し、防災リーダーとして自主防災組織及び自治会での意識啓発、訓練指導、技能普及及び防災力向上のため活動し、町の防災に関する活動に対し積極的に協力します。

処理欄　（受理年月日）

|  |
| --- |
| 　　　年　　月　　日 |
| 入会を承認する。 |
| 会長印 |

（注）壬生町防災士連絡会会則　第６条第２項にある者は、入会届出の必要はありません。

様式（１４条関係）

年　　月　　日

壬生町防災士連絡会

会長　　　　　　　　　様

自治会名

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　印

壬生町防災士連絡会（　退　会　）届出書

　私は、一身上の都合により壬生町防災士連絡会を退会いたします。

処理欄　（受理年月日）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日 |
| 退会を、承認する。 |
| 会長印 |